

目 次

◎ ◎ ◎ ◎

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・
土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・
特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
8 7 2 1	・	・	・	・	・	・	・	・

◎土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（汚染土壤処理業）

第二十二条 汚染土壤の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壤処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

3

都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壤処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者  
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）  
ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの  
ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの  
ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの  
ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4（9）（略）

（譲渡及び譲受）

第二十七条の一 汚染土壤処理業者が当該汚染土壤処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合併及び分割)

第二十七条の三 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合（汚染土壤処理業者である法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壤処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

- 2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七条の四 汚染土壤処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。）が当該汚染土壤処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対しても第二十二条第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第二十二条第三項（第二号亦に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壤処理業者の地位を承継する。

◎土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）

(特定有害物質)

第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物

三 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

四 二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—一・三・五—トリアジン（別名シマジン又はCAT）

五 シアン化合物

六 ≈・N—ジエチルチオカルバミン酸—四—クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）

七 四塩化炭素

八 一・二—ジクロロエタン

九 一・一—ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）

十 シス—一・二—ジクロロエチレン

十一 一・三—ジクロロプロペն（別名D—D）

十二 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

十三 水銀及びその化合物

十四 セレン及びその化合物

十五 テトラクロロエチレン

十六 テトラメチルチウラムジスルトイド（別名チウラム又はチラム）

十七 一・一・一—トリクロロエタン

十八 一・一・二—トリクロロエタン

十九 トリクロロエチレン

二十 鉛及びその化合物

二十一 硼(ひ)素及びその化合物

二十二 ふつ素及びその化合物

二十三 ベンゼン

二十四 ほう素及びその化合物

一十五 ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）

二十六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

（土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

第二条 法第三条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）

第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該土地の土壤の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。

一一 次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。

ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であつた土地であること。

#### （土壤汚染状況調査の命令）

第四条 法第五条第一項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第五条第一項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類
- 二 法第五条第一項の規定による報告を行うべき期限

2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

#### （要措置区域の指定に係る基準）

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次のいづれかに該当すること。

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

- 二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

#### （助成金の交付）

第六条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者（当該土壤汚染を生じさせる行為をした者を除く。）であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対し当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。

2 環境大臣は、前項の基準を定めようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。

（公共の用に供する施設の管理を行なう者が管理する土地）

第七条 法第五十五条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地
- 二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ハに掲げる漁港施設用地
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により保安林として指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により保安施設地区として指定された土地
- 五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により決定され、又は変更された道路の区域内の土地
- 六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域内の土地
- 七 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域内の土地又は同法第三条第一項若しくは第二項の規定により指定された海岸保全区域内の土地
- 八 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定により決定され、又は変更された高速自動車国道の区域内の土地
- 九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域内の土地又は同法第四条第一項の規定により指定されたぼた山崩壊防止区域内の土地
- 十 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の土地、同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保

全区域内の土地、同法第五十六条第一項の規定により指定された河川予定地、同法第五十八条の三第一項の規定により指定された河川保全立体区域内の土地又は同法第五十八条の五第一項の規定により指定された河川予定立体区域内の土地

十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の土地

十二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十一条第一項の規定により指定された津波防護施設区域内の土地

（政令で定める市の長による事務の処理）

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第三条第一項の指定に関する事務
- 二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務
- 三 法第三十五条、第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務
- 四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務
- 五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務
- 六 法第四十三条の公示に関する事務
- 七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務

◎特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）

(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定)

第二条 (略)

2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第七条第十号

3 (略)

◎地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（抄）

附 則

(土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。